

## 健康局乳がん・肺がん検診の精度管理に関する業務非常勤嘱託職員要綱

### 1 目的

この要綱は、「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき任用される、健康局乳がん・肺がん検診の精度管理に関する業務非常勤嘱託職員（以下「非常勤嘱託職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 任用について

非常勤嘱託職員の任用は、医師免許および放射線診断専門医の資格を有する者の中から書類選考等により行う。

### 3 任用期間の更新について

任用期間の更新を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### 4 業務内容

大阪市乳がん・肺がん検診の精度管理にかかる会議等における助言

### 5 勤務時間等について

勤務日数及び勤務時間等は、非常勤嘱託職員と健康局健康推進部健康づくり課との調整により決定する。

### 6 勤務場所

勤務場所は大阪市役所本庁舎及び本市が指定する場所とする。

### 7 報酬等について

報酬は、特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）別表健康局の項に掲げる「乳がん検診及び肺がん検診の精度管理に関する助言等の業務を行う者」に定める金額とし、支給日は、勤務日の属する月の翌月の本市職員の支給日に準ずる。

## 附 則

- 1 この改正要綱は、令和6年8月20日から施行する。